

多摩市地域防災計画の改定概要

① 新たな被害想定を踏まえた在宅避難体制の整備

▽ 防災連絡協議会の設立推進

- 防災連絡協議会の設立を支援し、地域主体の防災体制を構築する。
- 避難所の円滑な運営や自主防災組織との連携強化を図るとともに、女性や障がい者など要配慮者を含む多様な住民の参画を促進し、誰も取り残さない防災体制の確立を目指す。

▽ 在宅避難者の把握・支援スキームの検討

- 指定避難所は、避難者の生活の場であると同時に、物資や情報が集まる「地域避難生活運営センター」としての機能が求められていることから、今後の避難所運営では、在宅・縁故避難者を含む全避難者に公平な支援を提供することが重要である。
- 防災連絡協議会などの地域の防災活動主体は、避難所運営だけでなく、自助・共助・公助が連携して在宅避難者の支援にも取り組み、そのスキームを事前に検討しておく。
- 在宅避難者への対応として、避難所施設対策部派遣職員は防災連絡協議会と連携し、以下を実施する。
 - ・ 在宅避難者の名簿作成・安否確認
 - ・ 在宅避難者を含めた地域の情報収集
 - ・ 食糧・物資配給（避難所で受け渡し）
 - ※配布時の声掛けや健康観察を徹底
 - ・ 情報提供（自主防災組織を通じ周知）

② 新たな被害想定を踏まえた備蓄数量、備蓄倉庫等の再整理

▽ 備蓄の内容・数量の見直し

- 備蓄数量の算定に当たっては、多摩東部直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定（令和4年5月東京都発表）を採用する。
- 備蓄数量は、想定避難者数（16,819人）の3日分と、それに加えて、想定避難者数の20%を在宅避難者用として備蓄する。（市の備蓄総量は、従来と同程度）

▽ 備蓄倉庫の施設再整理

○備蓄倉庫の現状と課題

- ・和田防災倉庫
道路拡幅工事に伴い、解体・移設が必要。
- ・南豊ヶ丘フィールド
代替施設の確保が必要。
- ・鶴牧倉庫
代替施設の確保が必要。
- ・旧永山第一学校給食センター
代替施設の確保が必要。
- ・旧豊ヶ丘中学校
校舎・体育館等に備蓄しているが、将来的に移転が必要。

○具体的な対策案

①旧豊ヶ丘中学校への備蓄の集約

南豊ヶ丘フィールド、鶴牧倉庫、旧永山第一学校給食センターに備蓄している物資は、令和7年度に旧豊ヶ丘中学校へ集約する。

②大規模備蓄倉庫の建設

- ・旧豊ヶ丘中学校の代替施設として検討。
- ・大型トラックが進入可能な緊急輸送道路沿いを候補地とする。

③防災倉庫の増設の検討

スフィア基準への対応した避難所の環境整備などにより、市に求められる備蓄物資の種類や数量が増加する見込みであることから、必要な物資を備蓄できる防災倉庫の増設について、避難所の近傍を中心に候補地の検討を進める。

④地域内輸送拠点の見直し

旧	新
旧永山第一給食センター	パルテノン多摩
市役所地下駐車場屋根下部分	南豊ヶ丘フィールドグラウンド

※ 指定の地域内輸送拠点以外にも、被害状況、交通、連絡等を考慮し、運用上適した施設を公共施設、民間施設の別にこだわらず柔軟に選定する。

⑤防災倉庫の新築・増改築

- ・老朽化した倉庫の大規模改修や増改築を検討。
- ・和田防災倉庫については、総合体育館のバックアップ機能を持つ規模（1,000人収容分の資器材備蓄）で新築。

▽ 地区防災倉庫のあり方の検討

○地区防災倉庫等の現状と課題

・地区防災倉庫

老朽化が進むとともに、収容物で満杯のため、避難所運営に必要な物資を十分備蓄できていない。

・避難所用資器材庫（中学校区備蓄倉庫）

児童・生徒数増加や学校統廃合により、一部が廃止済み。今後も移設・廃止の可能性がある。

○具体的な対策案

①地区防災倉庫の建替・増設

・想定避難者数に応じた避難所用資器材や食糧・飲料水を備蓄できる規模で建替・増設し、再整備。

②小・中学校の教室活用

・校舎内の余裕教室を防災倉庫として活用。

・地区防災倉庫の建替・増設は時間を要するため、その間の暫定措置として実施。

③ 令和5年度改定した「東京都地域防災計画 震災編」との整合

▽ 地域防災力の再興元年

○ 小・中学生、高校生、大学生、子育て世代など、これまで防災活動への参加が限定的だった「防災ライト層」を対象としたイベントの開催や啓発活動を推進する。

○ 商業施設、民間企業、高校・大学、地域団体など多様な主体と連携し、防災啓発活動やイベントを実施することで、市民の自助・共助の力を高める。

○ 多摩市は、多摩市社会福祉協議会が設置・運営する多摩市災害ボランティアセンター、都及び関係機関等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができる態勢を構築する。

▽ 災害関連死の抑制に資する避難生活の環境改善

- 健康で衛生的な避難所での生活を送るために、簡易ベッド、パーティション、入浴・温水シャワー用設備、清掃・衛生用品を備蓄する。
- 特定の避難者が必要とする専門的な物資については、備蓄のほか、民間事業者と災害時応援協定を締結し、発災時に円滑に調達できる体制を整備する。
- 福祉医療対策部長は、自主防災組織や福祉団体の報告等により、在宅避難や車中泊、テント泊などの避難所外避難をしている要配慮者が把握された場合、自主防災組織や福祉団体の協力を得て状況把握に努め、必要に応じて避難所・福祉避難所、又は医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

④ コロナ禍で低調化した地域活動の活性化策の具体化

▽ 地域の課題の解決策の検討

- 多摩市政世論調査や自主防災組織を中心としたアンケート調査、防災訓練の機会等を通じて、市民の防災に関する意識を把握するとともに、啓発活動を展開して行く。
- 自主防災組織リーダー研修、地域の防災活動の支援等を通じて、先進事例を紹介することにより、自主防災組織の活性化を推進する。

▽ 自主防災組織の活動支援

- 自主防災組織リーダー研修会や市民防災講演会等の取組を通じて、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成する。また、災害対策に女性や若者の視点を取り入れるため、防災リーダーの育成を目的とした防災教育を実施する。
- 自主防災組織や地域防災の中核団体の継続的な活動を支援する助成制度の新設を検討する。

▽ 防災活動の新たな担い手確保

- 従来、地域の防災活動への参加が限定的だった小・中学生、高校生、大学生や子育て世代などの他、地域での活動に積極的でない「防災ライト層」を取り込むため、自主防災組織に対して助言や支援を行い、地域の防災活動の活性化を図る。

⑤ 多様な視点を踏まえたスフィア基準に基づく防災対策の更なる推進

▽ スフィア基準に基づく避難所整備

- スフィア基準に対応した避難所運営をする場合は、おおむね居室 3.5 m²あたり 1 人とする。
- 避難者 50 人あたり 1 基を基準として、マンホールトイレ等の上下水道の被害に対応したトイレの整備を行う。
- 健康で衛生的な避難所での生活を送るために、簡易ベッド、パーティション、入浴・温水シャワー用設備、清掃・衛生用品を備蓄する。
- スフィア基準への対応した避難所の環境整備などにより、市に求められる備蓄物資の種類や数量が増加する見込みであることから、必要な物資を備蓄できる防災倉庫の増設について、避難所の近傍を中心に候補地の検討を進める。

▽ 大学・高校との連携

- 高校、大学、専門学校などの教育機関、民間企業、地域団体等との連携に努め、産官学民が協力して防災活動を実施する機会を創出することにより、災害時における他機関連携につなげていく。

▽ 女性・要配慮者の参画促進

- 「防災連絡協議会」には、女性や障がい者などの要配慮者を含めた多様な地域住民の参画を促進し、誰も取り残さない地域の防災体制の確立を目指す。
- 女性や要配慮者等の多様なニーズに配慮した指定避難所の運営体制を確保するため、日頃から、自主防災組織等において女性や要配慮者の支援者等の参画を推進するとともに、指定避難所等でリーダーとなれる人材を育成する。

⑥ 国による防災 DX への対応と市の課題の解決に対する先進技術の活用

▽ 被災者生活再建に係るシステムの導入検討

- 個人番号（マイナンバー）の活用に対応した被災者生活再建支援システムの改修の検討と併せて、内閣府のクラウド型被災者支援システムの導入について検討する。

▽ 避難所等における課題解決策の検討

- 円滑かつ迅速に避難者を受け入れるとともに、要配慮者を適切に把握するため、マイナンバー等を活用した避難所の受付に関するシステムの導入を検討する。
- 平常時の活動によって得られた避難行動要支援者に関する情報等の蓄積、更新が常時行えるとともに発災時の安否確認や避難支援を円滑に実施するため、「名簿の管理に係る新規システム」の導入について調査・研究し、導入を推進する。
- 個別避難計画の円滑な作成と適正な管理、災害時における迅速な活用に資するため、新規システムの導入について調査・研究し、導入を推進する。

⑦ 庁舎建替えを見据えた庁舎の使用方法の検討

▽ 発災時における受援体制の整備

- 以下の7項目に係る受援計画を早期に策定する。
 - ・ 災害マネジメント
 - ・ 避難所運営
 - ・ 支援物資に係る業務
 - ・ 災害廃棄物の処理
 - ・ 住家の被害認定調査
 - ・ 罹災証明書の交付
 - ・ 被災者支援・相談業務
- 地域内輸送拠点の見直し

旧	新
旧永山第一給食センター	パルテノン多摩
市役所地下駐車場屋根下部分	南豊ヶ丘フィールドグラウンド

※ 指定の地域内輸送拠点以外にも、被害状況、交通、連絡等を考慮し、運用上適した施設を公共施設、民間施設の別にこだわらず柔軟に選定する。

▽ 各支援機関を考慮した会議室等の活用

庁舎	階層	会議室名	用途
本庁舎	地下	男子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	女子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	健康相談室	職員救護用
本庁舎	1階（市民相談係奥）	相談室	市民相談用
本庁舎	1階（健康福祉部）	相談室（A棟）	福祉医療対策部本部用 （医療）
本庁舎	2階（健康福祉部）	相談室（B棟）	福祉医療対策部本部用 （福祉）
本庁舎	2階（健康福祉部）	健康福祉部2階打合せスペース	福祉医療対策部本部用 （福祉）
本庁舎	2階	ランチルーム	職員休憩用
本庁舎	2階	課税課奥打合せスペース	住民対策部本部用
本庁舎	2階	防災対策室	災害対策本部室 消防団・消防・警察・自衛隊・東京都・国土交通省・ライフライン等関係機関詰所
本庁舎	3階	特別会議室	災害対策本部長室
本庁舎	3階	企画政策部打合せスペース	市民情報対策部本部用
本庁舎	3階	301会議室 302会議室	災害対策本部長室（リエゾン・各対策部連絡員が同席の場合）
本庁舎	3階	文書横打合せスペース	統括対策部本部用
本庁舎	4階	キッズスペース横打合せスペース	子ども対策部本部用
本庁舎	4階	議場	記者会見場
本庁舎	4階	第1委員会室	職員休憩用
本庁舎	4階	第2委員会室	職員休憩用
本庁舎	4階	理事者控室	職員休憩用

庁舎	階層	会議室名	用途
西会議室	1階	第1会議室	医療救護活動拠点・保健師活動拠点
西会議室	1階	第2会議室	医療救護活動拠点・保健師活動拠点
西会議室	1階	第3会議室	医療救護活動拠点・保健師活動拠点
西会議室	2階	第4会議室	住民対策部 受援調整用スペース
西会議室	2階	第5会議室	住民対策部 受援調整用スペース
西会議室	2階	第6会議室	住民対策部 受援調整用スペース
西会議室	2階	第7会議室	受援調整用スペース
東会議室	2階	第3会議室	記者待機場所
東庁舎	地下1階	休憩室	職員・協定締結事業者等派遣職員休憩用
東庁舎	1階	東庁舎会議室	復旧復興・給水対策部受援調整用スペース
東庁舎	1階	打合せスペース	清掃対策部本部用
東庁舎	1階	警備員室	職員・協定締結事業者等派遣職員休憩用
東庁舎	2階	打合せスペース	復旧復興・給水対策部本部用
第二庁舎	1階	第二庁舎会議室	受援調整用スペース
第二庁舎	1階	作業室	受援調整用スペース
第二庁舎	2階	旧教育長室	避難所施設対策部本部用
第二庁舎	2階	協創推進室打合せスペース	食糧物資調達対策部本部用
第二庁舎	2階	東側打合せスペース	食糧物資調達対策部 受援調整用スペース
第三庁舎	2階	会議室	職員休憩用
その他の各打ち合わせスペース等		適宜、活用を図ること。	
全駐車場	関係機関専用（関係車両以外は駐停車禁止）		

- 災害時において、市民の利便性向上のため、罹災証明書の発行などの手続や相談等の業務を市内の複数地域で受けられるように、駅の近傍施設における設備や資器材の整備について検討しておく。

⑧ 能登半島地震を踏まえた要配慮者対策のあり方の検討

▽ 福祉避難所の早期開設

- 福祉避難所等の機能の段階的設定
 - ① 指定避難所における福祉避難スペース

災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース(室)として、一般の避難所(小・中学校、公民館等)の中に、要配慮者専用の空間を確保する。

障がいや要介護の程度等により、福祉避難スペース(室)では避難生活が困難な要配慮者については、福祉避難所に移送する。
 - ② 発災直後に開設する福祉避難所

災害時にすぐに避難できる福祉避難所として、総合体育館及び武道館を指定し、介護や保険、医療相談等を受けることができる空間を確保する。

一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者を対象とする。
 - ③ 協定締結による福祉避難所

協定により指定した福祉避難所については、施設側の受入態勢が整った後、開設する。施設側と事前に協議し、介護等の相談を受けることができる空間を確保する。

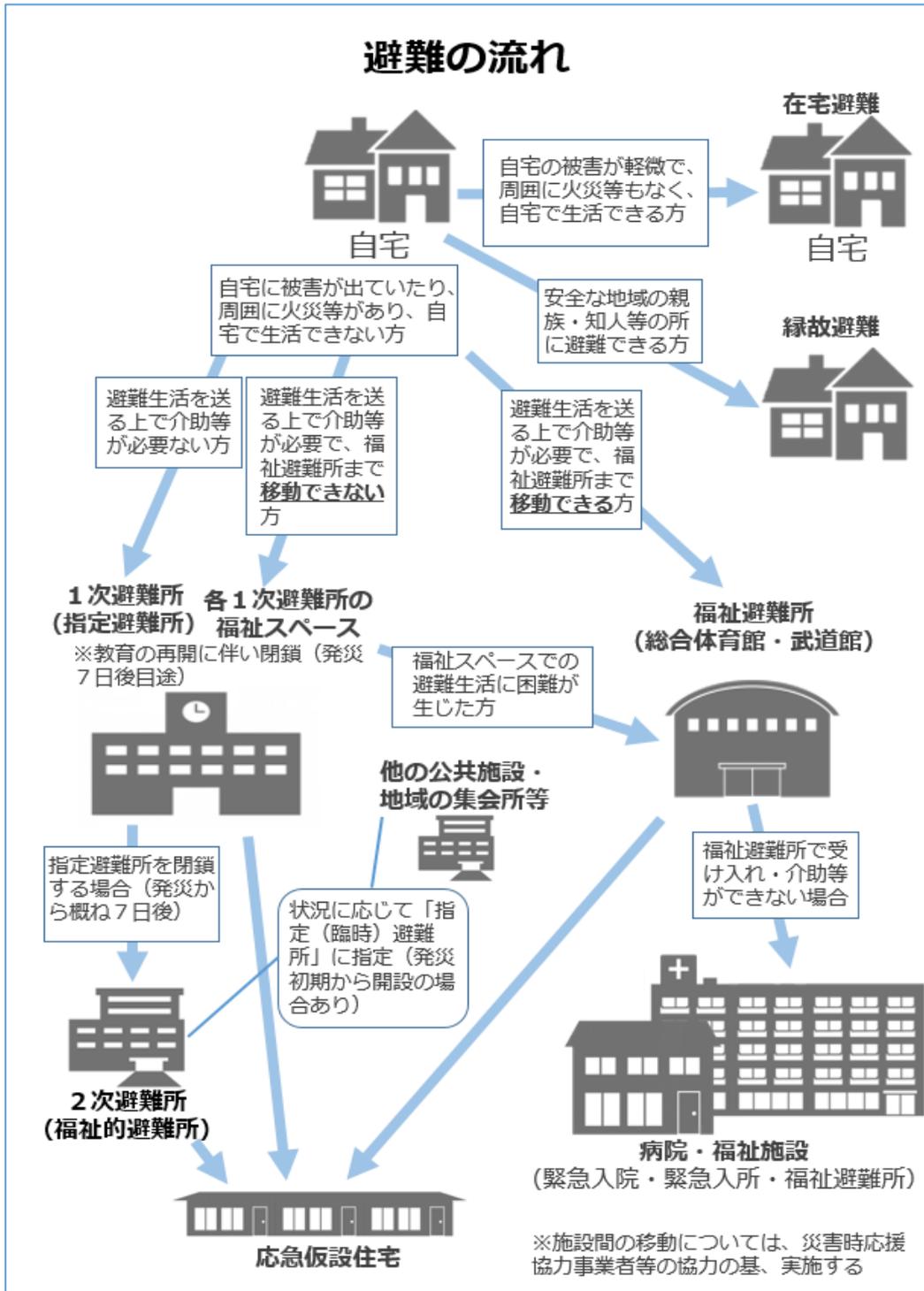
一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者を対象とする。
- 変更点
 - ① 発災直後に開設する福祉避難所の設定

総合体育館及び武道館を指定。

能登半島地震における要配慮者の1.5次避難所における集中的受入れを参考に、避難所や自宅等で生活することが困難な要配慮者を、資器材や人員を集中配備した福祉避難所で早期に受入れることにより、災害関連死の低減を目指す。
 - ② 福祉的避難所の段階的開設

より健康的な生活が可能な避難所を提供するため、生活環境を整えた上で福祉的避難所を開設し、要配慮者から優先して受入れを実施することにより、災害関連死の低減を目指す。

避難の流れ



▽ 要配慮者向け備蓄食糧・資器材の整備

- 要配慮者が必要とする食糧、資器材等について、専門的な知見や先進事例を調査研究するとともに、要配慮者本人や支援者の意見を取り入れつつ、備蓄を進めていく。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者など様々な被災者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 発災後、速やかに協定締結事業者から、必要な物資を調達する。特に要配慮者に配慮した物資を迅速に調達する